

# 平成18年度第2回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時：平成18年11月27日(月)10:00~12:00

場 所：愛媛県議会議事堂4階 農林水産・建設委員会室

出席者 17名(敬称略)

会 長	田 中 千カ子	えひめ女性財団理事長、松山東雲短期大学教授
副会長	下 田 正	聖カタリナ大学教授(社会福祉学部長)
委 員	大 隈 満	愛媛大学農学部教授
"	岡 平 知 子	今治コミュニティ放送(株)専務取締役局長
"	小山田 敬 子	えひめ消費生活センター友の会会長
"	加 藤 忠	愛媛県医師会事務局長
"	亀 井 保 樹	NHK松山放送局放送部長
"	亀 岡 マリ子	愛媛県小中学校校長会副会長
"	新 開 千富美	愛媛県商工会議所女性会連合会理事
"	杉 田 由美子	愛媛労働局雇用均等室長
"	谷 茂 男	愛媛新聞社報道局長
"	戸 澤 健 次	愛媛大学法文学部教授
"	中 田 サダ子	(社)愛媛県建設業協会女性部会部会長
"	松 浦 愛 子	農業指導士・西予市農業委員
"	山 田 由 美	愛媛県PTA連合会副会長
"	善 本 裕 子	松山東雲女子大学助教授
"	四 田 明 美	公募委員(団体職員)

## 1 開 会

事務局 ただいまから、第2回愛媛県男女共同参画会議を開会いたします。

## 2 会長あいさつ

事務局 はじめに、田中会長からごあいさつをお願いいたします。

田中会長 皆様おはようございます。お忙しい時期に、また週が明けていきなりの月曜日のこの時間にご案内いたしましたけれども、御出席ありがとうございます。

今年度第2回の会議でございますけれども、昨年度は国の計画の改定がございましたので、その改定に沿って県の計画も一部変更するという中間見直しの年でした。本年度は、男女共同参画に関連する事業をチェックするという、この会議が持つもう一つの役割を果たすという年でございます。第1回会議のときに、皆様からのご意見をいただきまして、ヒアリングをさせていただく6つの事業を選定いたしました。本日は、主にそのことを議題にしながら、また、事務局からの進捗状況を報告いただきながら会を進めていきたいと思っております。

前もって資料をお配りしておりますので、お目通しいただいたと思っておりますけれども、それぞれのお立場から切り口が違えば見えてくるものも違って来るかと思っておりますので、どうぞ皆様から忌憚のないご意見を伺うことができますように、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議を傍聴される方をお願いを申し上げます。傍聴者は、審議の円滑な進行を妨げるような行為をすることが禁じられておりますので、静粛に傍聴いただきますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に確認等をお願いいたします。

まず、出席者でございますが、本日は、甲斐委員、佐伯委員、埜下委員、宮崎委員の4名の委員におかれましては、日程が整わずご欠席されておりますので、17名の委員の皆様にご審議いただきたく存じます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。資料1から6までは、本日事業ヒアリングを行います各事業の資料でございます。資料1、DV防止対策推進事業費。資料2、女性総合センター管理委託費。資料3、豊かな人間性育成事業費。資料4、職業生活と家庭生活両立支援事業費。資料5、男性参画の子育てサポート事業費。資料6、農山漁村男女共同参画推進事業費。以上、資料1から資料6までです。資料7は、県審議会等への女性委員の登用状況についてで、平成18年10月1日現在のものがございます。資料8は、わかりやすい広報・啓発資料についてのコンセプトと素案になっております。

それから、改正男女雇用機会均等法のポイントと、えひめ男女共同参画フェスティバルのチラシをお配りしております。資料の不足等ございましたらご連絡ください。

それでは、会議の進行を会長をお願いしたいと思います。田中会長さんよろしくお願い申し上げます。

### 3 議 事

( 1 ) 平成 1 8 年度男女共同参画関連事業について

田中会長 ありがとうございます。早速議事に入らせていただきます。先ほど申し上げましたように、これから6つの関連事業ヒアリングをしていただくわけですが、各事業の担当課から出席をいただいておりますので順に進めてまいります。皆様からいただく質疑なども含めまして、1事業15分くらいで進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

まず、主要課題1男女の人権の尊重に関連して、DV防止対策推進事業費について、そして、主要課題3意思決定の場への女性の参画拡大に関連して、女性総合センター管理委託費につきまして、男女参画課から2事業まとめてご説明をお願いいたします。

説明：男女参画課

〔資料1〕DV防止対策推進事業費

〔資料2〕女性総合センター管理委託費

田中会長 ありがとうございます。皆様のほうからご質問をいただけたらと思いたすがいかがでしょうか。はい。大隈委員さんお願いします。

大隈委員 これ費用に関する資料だと思いますが、金額が見当たらないのですが、どこかほかのところに出てくるのでしょうか。

田中会長 費用はどこに書いてあるのかということですが。これから先ヒアリングするときには、やはりあったほうがいいのではないかといいことですね。

大隈委員 はい。それと、料金を上げられたとかおっしゃっていましたが。

田中会長 料金が5%アップしたのは、お部屋など施設を貸し出すときの料金でございまして、相談は無料でございます。よろしいでしょうか。

大隈委員 はい。

田中会長 ほかにございますでしょうか。はい。小山田委員さんどうぞ。

小山田委員 3ページの婦人保護対策についてのところです。質問ですが、一時保護所とさつき寮。ここへ入られる方々の収容定員が書かれていますが、年間どのくらいの方が利用されておられるのでしょうか。期間も、原則6カ月とか書いてあるのですが、どういう状況でしょうか。

男女参画課 この事業自体は保健福祉部のほうで所管しているのですが、預かってきた資料でご説明します。17年度で一時保護を受けた件数としましては全体が50人、うち43人がDVの被害者であったと聞いております。16年度の全体は44人で、うち32名がDV被害者であったと聞いております。

田中会長 利用が伸びている数字と考えてよろしいですね。

男女参画課 少しずつですが、伸びている状況です。

田中会長 今のご質問の中に、さつき寮の利用についてもありましたが、これはわかりますか。半年くらい居られるということですけど。

男女参画課 申しわけありませんが、さつき寮の資料については手元にありません。

田中会長 そうですか、申しわけございませんけれどもそういうことで。

小山田委員 ありがとうございます。この間もちょうど、女性の方が暴力を受けて亡くなられたという事件がありましたけど、本当に家庭崩壊されているような方々が入られるので、自立する意思のある方は入れると思うんですよ。そういう方はここへ6カ月という期限で入れるんですけど、この対象になれない方というのがおられると思うんですよ。そういう方々の道というのは何かありますか。

田中会長 意思の有無というのは、大変難しいところではあると思うんですが、関連の施設として母子生活支援施設等もございますので、そういうところに対応するというのも考えていると思いますが、その点についてはどうですか。

男女参画課 愛媛県には一時保護施設としては、婦人相談所しかない状況です。その状態に応じて、基本的にはご本人の意思を尊重しながら、相談先や最終的には婦人相談所なりが決定することになると思います。あるいはその他の相談機関を通じて来られた方については、何か他の支援方法があるかどうか、お一人おひとりの状態を検討した上で対応することになるのだろうと考えております。

田中会長 本当に個別ですよ。感じておられることも見えるような気がするのですが、だから、その方に一番必要なことを相談員さんが関わって、一緒に考えて生かしていただいているんだと思います。母子生活支援施設は、ほとんどが市町の運営になっておりますので、そちらとの連携ですとか、そして場合によれば、小山田委員さんも感じておられると思いますが、暴力の場合には、やはり保護している場所がわかっては困るというようなケースがございますので、他県との連携も含めて細かく対応しているように聞いております。

小山田委員 ありがとうございます。本当に根気の要る支援じゃないかと思えます。

田中会長 そうですね。

小山田委員 どうもありがとうございました。

田中会長 はい。それに関連しまして、皆様のほうからご質問・ご意見ございますか。無ければ私から一つ質問をさせていただきます。

今、小山田委員さんがおっしゃってくださった(1)婦人相談所に関するところでございます。一時保護所とさつき寮ですが、括弧の中に「収容定員」と書いてあるんですね、今はもう、「収容」などという言葉は使いませんで、「入所」でありますとか「利用」になっています。サービスに関しては、「措置制度」から「利用制度」に変わってきて、そういう方向に向いております。やはり利用される方の主体性といいますか、そういうものに着眼したサービスの提供の仕方をしていこうというのが姿勢として基本に

あると思います。ですから、「収容」は、表現だけの問題であれば「入所」あるいは「利用」というふうに変えていただきたい。それから、対応する姿勢にしても「収容」では困るなという感じがいたしますが、そのあたりはいかがでしょうか。

男女参画課 はい、私共の所管施設ではないのですが、もともと売春防止法に基づく施設だったという名残かと思いますが、ご指摘をいただきましたので担当課に伝えます。

田中会長 はい、よろしく願いたします。皆さんから他にご意見ございますか。

はい。戸澤委員さんお願いいたします。

戸澤委員 今回の同じページの(3)女性夜間ダイヤル相談事業につきまして、相談実績が1,259件あったということで、そのうち夫等の暴力に関する相談、いわゆるDVですよ、これが14件と、まあ私の感覚では甚だ少ないというふうに思うのですが。ということはほかの相談は何であるのか、そういうことを少し知りたいと思いますが、他にはどのようなものがあつたのでしょうか、お教え願えればと思います。

田中会長 相談窓口の一つとして、夕方6時から8時までという時間帯で開いているわけですが、いかがですか。

男女参画課 はい、これにつきましても、具体的な資料を持っておりませんが、女性が様々な悩みを持っていて、相談したいということでこの時間帯に電話をかけてきたということだと思います。男女参画課としては、女性総合センター等の相談実績等もございしますが、ここにある14件というのは比較的少ないという気もします。

戸澤委員 1年間でしょうこれ。

男女参画課 これは1年間の実績です。

田中会長 ですから、いろいろ相談の窓口がある中で、こういう相談の窓口、たった2時間ですが、こういうところでも上がってくると理解したらよろしいですか。

男女参画課 はい。まず、この時間帯に公的なところで相談を受けているところは無いものですから、そういう中で電話がかかっているのかなと思っております。

戸澤委員 これ以上聞いても、今は資料がないということですね。

男女参画課 申しわけありません。

田中会長 他にございますでしょうか。それでは、次の内容に移りたいと思います。

資料3、豊かな人間性育成事業費について、高校教育課から説明をお願いします。

高校教育課 それでは、ご説明いたします。

説明：高校教育課

〔資料3〕豊かな人間性育成事業費

田中会長 ありがとうございます。皆様からご質問やご意見がございましたら、お願いしたいと思います。はい、下田委員さん。

下田委員 私は社会福祉学部の教員なのですが、福祉教育、あるいはボランティア学習については多少関心がありまして、非常にいい授業をしていただいていること非常にう

れしく思っております。この中で丹原高校の事例を詳しく紹介していただいているのですが、これらの形というのは、ここにもありますように、生徒たちがさせられるのではなくて、自分たちが企画してやっていこうという姿勢もありますので、その辺が例として出されたんだろうと思います。今までの奉仕活動というのは、こういうことが必要ですよ、こういったことを我々やりましょうということで場所も活動内容も設定して、子供たちがやっていくことが豊かな人間性を育む、というような形が広く多く理解されているんですね。僕はこの内容を見て、自分たちが一つのボランティア活動を組み立てていくという形をとっておられるので、教育の専門家ですからご存知だと思うのですが、アメリカなんかでも実際やられているサービ斯拉ーニングだと思いました。事前に打ち合わせといたしますか、施設へ行って、施設のお年寄りがどういうことを期待されているのか、どういうことで楽しみを感じられているのか、どういうことで辛い思いや悲しい思いをされているのか、そんなことを話し合っていく中で、自分たちがその施設の利用者に対して何ができるだろうかということを考えながら、自分たちでできることをやっていくというような形です。それは振りかえれば、一連の教育的な流れの中で行われることがサービ斯拉ーニングですから、例えば、教科の目的とすれば家庭科という目で取り組んでいくと、これは多分行事化していくだろうと。場合によったら、公民という授業の中でとか、あるいは理科とか生物、体育という教科の中で、何らかの活動を通して学びをしていくという、これはちょっと比喩的なので実際は難しいのですが。独り暮らしのお年寄りたちの生活・暮らしについて、社協などとの連携等で、どういうことに辛い思いや心配をされているのか、例えば災害に遭うのが怖いとか、一人で心細いとか、自分が病気のとき困るとか、そういうことをリサーチして、高校生、中学生として何ができるだろうかと考える。じゃ、時々声をかけるような活動をしていこうとかという形で高齢者の暮らしや独り暮らしを理解する。それで今欠けているものは何なのかを理解するということです。しかし、受験があるものですから、悠長なことをしてられないということで未履修問題も出たんでしょうけれど、そういうサービ斯拉ーニング的な手法みたいなものが各教科の中で少しずつ取り上げられてほしいなあというふうに思っています。今までは、多分、施設に丸投げするケースが多くって、今度子どもたちを行かせますので何かさせてくださいと、先生もほとんどそこに参与しないで土曜日に行きます。子どもたちには、お年寄りが寂しい思いしているから、こういうことをしてあげましょうねと、最初から活動までも指定して持って行く。利用者の人たちがありがたいと言ってくれて帰ってくる。というようなことで喜ばれて良かったですねという形が多いのですが、ちょっと違った意味で、こういった育成事業などに見られるようなもの、丹原高校に見られるようなものを、いろいろな教科の中でも何か取組ができないのかなあと、そういった研究などもさらに進めていただきたい、これは要望なんですけれども、そういうこともお願いします。

田中会長 ありがとうございます。大変、貴重なご意見だと思います。それもやはり、やってみて、感じて、こういうものが出てくるということもあると思うんですね。だから、今までの過程もやっぱり大切だったのかなという感じが片方ではするわけですが、体験学習っていったら非常にこう、動きのない響きがありますけれども、ぜひ体験を通して学ぶという、そういうことで考えれば、今、下田先生が指摘してくださったような方向が将来、発展的に実践の中に生かされていくと大変いいのかなという印象を持って聞かせていただきました。

ほかにご意見ございますか。高校教育課、あるいは高校の現場におかれましても、導入はしてみたもののどうしていいかわからないから丸投げの状態から、少しずつやってみて工夫をしているという段階に今あるのかなと思います。その結果、資料の中にお示しいただいたような、生徒自身が地域のお年寄りグループの方と話し合っ、お掃除のことも考えていくような形になっているのかなという感じがいたしまして、その意味ではああいいなと思って読ませていただきました。これが波及してくれることを願いながらということですが。ほかによろしゅうございますでしょうか。

では、次の事業に移らせていただきます。

主要課題4は、家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備ですが、ここでは2つの事業がヒアリング対象になっております。まず、資料4、職業生活と家庭生活両立支援事業費について労政雇用課からご説明をお願いします。

労政雇用課 それでは、職業生活と家庭生活両立支援事業についてご説明いたします。

説明：労政雇用課

〔資料4〕職業生活と家庭生活両立支援事業費

田中会長 ありがとうございます。

戸澤委員さん、よろしく願いいたします。

戸澤委員 先ほどの高校生のボランティアに関する予算は按分が非常に適切だというふうに見せてもらいましたけれども、今のこの事業の概要では、予算額が285万9,000円で抑えられています。職業生活と家庭生活の両立支援を助成する形で、この発想も大変良いものだと思いますが、助成金の交付額を10万円1事業主1回というふうに決める。あるいは助成金の交付額20万円、とこういうふうに決めますと、事業所はもっとたくさんあるわけで、頑張れば当然これは軽く予算を超えるというふうに思われるんですが、予算は超えないものだと思ってこういう計画を立てられたのでしょうか。まあそれは嫌みな質問ですけど、前向きに言ってですね、これを推進すれば予算をはみ出て困るという、そういう案になっていませんかと、そういうような質問です。

田中会長 いかがでしょうか。

労政雇用課 これまでのところ、大体年間に1ないし2事業所について助成しているのが実態でございます。

戸澤委員 選んでいるんですか。

労政雇用課 これは利用実績があった場合、事業主さんのほうから申請をいただいて、内容を調査して交付補助を出しています。

戸澤委員 そういう申請に値する対象が20も30も出て来たらどうされます。

労政雇用課 そういうことになれば、当然補正予算とかですね、対応していかざるを得ないと思っています。できるだけそうになっていただきたいのですが、この制度はどうしても、まず事業主さんが労働者さんのために制度を設けて、それを労働者さんが利用した場合に初めて助成する措置にしていますので、まず、事業主さんの理解が得られないと、県が助成する対象になる制度そのものがですね、構築されないということで、2番目に書いてありますセミナーなどを通じまして事業主さんの方、管理職の方にですね、そういった制度を設けてくださいという啓発を今一生懸命取り組んでいるところでございます。

戸澤委員 はい、ありがとうございました。

田中会長 金額的に魅力のある金額かどうかというのも別の問題としてございますけれども、県としてはぜひ活用してほしいという、一方で啓発をしながら、ということもございますね。この事業のほとんどが労働局との共催事業といいますか、連携事業になっております。

ほかの方々からご質問・ご意見ございますでしょうか。今、戸澤委員さんからは、もっと予算額を超えるぐらいの申請があるようにということでしたけれど、要望と申しますか願いと申しますか。

労政雇用課 啓発には、またいろいろホームページを活用して取り組んでまいりたいと思っております。

田中会長 そうですね。

労政雇用課 はい。

田中会長 このことについてございますでしょうか。ありがとうございました。

そうしましたら、次の事業に移ります。

資料5、男性参画の子育てサポート事業費につきまして、子育て支援課からご説明をお願いします。

子育て支援課 それでは、男性参画の子育てサポート事業についてご説明いたします。

説明：子育て支援課

〔資料5〕男性参画の子育てサポート事業費

田中会長 ありがとうございました。まちづくりの中での男女共同参画子育てということもございますけれども、3年間という期限を切った事業ですが、これでどう効果があったというよりも起爆剤にしたいという趣旨の事業だろうというふうに思います。皆様のほうからご質問ございますでしょうか。



ご質問が無いようであれば、もう少しこの点について説明したいという点はお持ちになっておりますか。

子育て支援課 子育てへの男性参画につきましては、最近の若い父親達に見られる傾向として、子育てに積極的にかかわっていきたいと考えている父親が増えてきておるように事業担当課としても感じております。

田中会長 変化の兆しも見られるということですね。

子育て支援課 そうですね。このモデル事業は今年度で終わってしまうものの、地域における子育て支援者を支援するのが県の立場であろうかと思っておりますので、地域の核となる人材の育成とか、そういった部分につきましてはぜひ力を入れていきたいと思っております。

田中会長 事業を実施されまして、まあ県内で3地域ですけど、ああこの地域は少し活性化したかなというような印象をお持ちになるような地域はありますか。

子育て支援課 大体どこの市町においても財政的に厳しいですので、公的な補助は切られていくような傾向となっておりますけれども、そういった状況の中で、いろいろな工夫をされながら独自性のある事業実施について、例えば、東予地域の地域活動クラブであったりだとか、子育てサークルであったりだとか、広がりを見せてきていると思います。

田中会長 つまり、核になってくださるような活動が常にあるところということでしょうかね。

子育て支援課 そうですね、はい。

田中会長 ありがとうございます。皆様のほうからございますでしょうか。少し新しい兆しも見えるので、子育て支援者を支援するという方向をぜひ続けていきたいというご報告でございますけれども、よろしゅうございますでしょうか、また後でお気づきの点がございましたらば、ご指摘いただけたらと思っております。

それでは、今日最後の事業になります、愛媛県としてはかなりの人口がいてくださるところだと思えますけれど。

主要課題5、労働の場における男女平等の確保に関連いたしまして、農山漁村男女共同参画推進事業費につきまして、農業経営課からご説明をお願いします。

農業経営課 それでは、農山漁村男女共同参画推進事業につきまして、農業経営課から説明させていただきます。

説明：農業経営課

〔資料5〕農山漁村男女共同参画推進事業費

田中会長 はい、ありがとうございます。問題を抱えながら、そしてなかなか伸びないという、やりながら悩みを抱えながらの事業であるということがよくわかりました。それでも女性変化の兆しは見えているということですけども、皆様のほうからご質問

ございますでしょうか。まあ、このことに関しては私はというご意見があるかもしれませんが、せんけども。

田中会長 はい。大隈委員さんよろしくお願ひいたします。この事業を選んだときから気にくださっていたんですけれども。

大隈委員 私のほうも若干の責任がございますけど、質問じゃなくてエールを送りたいと思います。ご案内のとおり、愛媛県は非常に女性の起業が有名でございます。「からり」では、野田さんほか皆さん頑張っておられますが、その他にも、ここに認定農業者として出席されています松浦委員さんはですね、もう本当に女性農業経営者の鏡みたいな方でございます、ぜひこのあとで一言いただければなあというふうに思うんです。それからですね、問題といたしますと、強いて申しますと、前回もちょっとお話ししたんですが資料の5ページですね、森林組合の話がございまして、ここは目標値が拳がっておるんですけれども、ゼロでございます。漁協のほうも、まだ少しいらっしゃると。それで、これは、私は、多分男女共同参画の視点からだけでは如何ともし難いんじゃないかということをお前回申し上げました。森林組合という財産を中心にした制度というものを、果たしてここで目標値として掲げるのが妥当なのかどうかということです。農協などと若干違うわけですが、しかし、農協でも、組合員は大体夫が財産握っている場合が多いわけで、そこを言えば質的な違いが必ずしもあるとも言えないし。だからむしろ、森林政策をやっておられるところがですね、もうちょっと真剣に取り組まないと、いくら目標値を立てても実行されないということじゃないかと思うのです。下手するところから球が飛んでくるのかもしれませんが、ぜひ森林関係の課の方との連携をよろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

田中会長 今、お話の中で出てまいりました松浦委員さん、一言ございましたらよろしくお願ひいたします。

松浦委員 失礼します。大隈先生からおっしゃっていただいたんですけど、やはり私一個人では何にもできないんです。だから、県のこういう組織をはじめ、皆さんにご協力をいただきまして、今、一生懸命歩いているところです。だから、ずいぶん女性も進出してきまして、愛媛県の農業就業人口の53%を女性が占めていると言われますが、女性のパワーで農業が動いているような、女性のほうから流れているように感じます。今までは、黙って活動していたんですが、県の政策や方針決定に関わるこういう会議へ出席したらなおのこと感じるのですが、やっぱり県のこういう政策がすごくみんなに行き届いて浸透しつつあるのではないかと私は感じております。またよろしくお願ひします。

田中会長 ありがとうございます。まあ、将来に向けての問題もあります、やはり今は、後押しがとてありがたい時代だということだろうと思います。担当課のご説明の中でも、やっぱり個人としての起業が伸びているということですし、愛媛の農業就業人口の53%を占めるという女性が、今まではものを言ってこなかったけれども、一人二

人ものをおっしゃると、それが今だんだんと広がってきている段階かなという印象を受けながら聞いておりました。そのことのためにもですね、資料の2ページ、一番下ですね、「男女が共に輝く社会」というそのすぐ上に3つ四角がありますけれども、「女性起業活動高度化」というのがありますよね。先ほどのご説明を聞いておまして、これは個人としての起業活動というのが増えているけれども、それだけではなかなか力にならないので、今松浦委員さんのお話にもございましたけれども、ネットワークづくりですよ、活動の。このことが高度化ということの意味かなというふうに、点を線にしていき、面にしていくという、そういうことかなと思って聞いておりましたけれども、正しいでしょうか。

農業経営課 はい。

田中会長 ご説明の追加がございましたら、ぜひお願いいたします。

農業経営課 ここには直接今回つけてないんですけど、先ほど会長さんがおっしゃいました、点を面にするというので、女性起業家のネットワークを各地方局で推進する事業を、今年、農山漁村の女性のアグリビジネス推進事業というのをやっております、それはもうそのとおり、点在する農家、ここでは零細な100万円以下とか、細かい起業家を面としてとらえて新しいビジネスを創出する、そういう活動も進めておりますし、今までは作ることを支援してきたんですけど、売ることをホームページを立ち上げたり、いろんな新しいビジネスに向けて売ることについて積極的に攻めていくような事業を今推進しております。

田中会長 市場化ということですね。

農業経営課 そうです。

田中会長 ありがとうございます。ほかに皆様のほうからご質問やご意見、これ以後の行政のかかわり方について、こういうことに力を入れていただきたいなどございませんか。先ほど大隈委員さんのお話で、やっぱりこれは男女共同参画という切り口からだけでは進めていくことはできないものがあるのではないかというご指摘がございました。県の皆さんで、またそのようなご検討がお願いできたらと思っております。

事務局 事務局からよろしいでしょうか。

田中会長 はい、どうぞ。

事務局 今日、6つの事業について準備いたしまして、ご説明させていただきました。男女参画課から関係各課に資料の作成等について依頼したのですが、指示が十分ではない点もございました。その点につきましては、後ほど資料を再整備させていただきます。皆さんのお手元に届けさせていきたいと思います。

田中会長 はい。皆様、ご了解いただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、関連事業のヒアリングについてはよろしゅうございましょうか。

本日、それぞれの担当課からご説明いただき、委員の皆様からもご意見をいただいた

わけでございますけれども、ぜひ今後の事業の中に反映していただけたらというふうに思っております。あるいはご検討いただきたいと思っております。担当課の方々ありがとうございました。

## (2) 県審議会等における女性委員の登用状況について

では、次の議題に移ります。資料7、県の審議会等への女性委員の登用状況につきまして、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、県の審議会等への女性委員の登用状況につきまして事務局からご説明をいたします。

〔資料7 県の審議会等への女性委員の登用状況〕

田中会長 ありがとうございます。このことにつきまして、皆様のほうからご意見、あるいはご質問ございますでしょうか。はい、岡平委員さんお願いいたします。

岡平委員 まず、数ということで数値が出ているわけですが、この各審議会への女性委員の登用ですが、県のほうが促して数が増えてきているという状況なのかなと思うんですが。ただ、各委員会に、例えば公募をしている枠があるのか、公募した場合に女性が実際に公募してくる数というのはどのようになっているか、ちょっと聞きたいんですけど。

田中会長 2つのことがございました。よろしくお願ひいたします。

事務局 促しているのかどうか、ということですが、これは、順調に推移していると申し上げましたけど、一時停滞した時期もございました。そこで、平成15年度に、県庁の部局長で構成しております部長会において、今後、任期満了などの委嘱替えをする委員会あっては、女性の割合を全て33.3%以上にしてくださいとお願いしました。どうしてもできない場合は、その理由を県民協働局長に事前に協議してくださいと、そういったことを強力に働きかけました。また、公募につきましても、積極的に行っていたかということをお願い等を行いました。

それ以外にも、例えば、関係団体へ委員就任をお願いする場合に、従来であれば会長さんに就任していただくのが通例でございましたけども、会長というポストはまだ男性が多いので、女性になかなか就任していただき難しい場合もあります。そこで、会長だけでなく副会長も含めて、女性の積極的な就任をお願いしたいということ呼びかけた結果でございます。

それから、公募についてですが、以前から公募は各部局で募集を行っていたのですが、平成12年からは男女参画課において県庁内の公募を一括して広報、PRしようということにしております。公募の状況ですが、17年度には18の審議会でも29人を募集いたしましたところ、応募者は男性35人、女性48人でした。実際就任していただいたのは男性9人、女性20人ということございまして、公募という制度自体を女性委員の

登用に積極的につなげているというふうを考えております。

田中会長 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。この数字については、私なんかは、一人の人間が何役も努めている場合もあるので、数だけではないだろうという気が、ちょっといたしますんですけども。その点も含めて、多様な人材を登用していくといいますが、協力をお願いしていくということも同時に心得ていただきたいなという気がいたします。

はい、杉田委員さんよろしく申し上げます。

杉田委員 ちょっと後退したお話というふうに受けとめられる恐れもあるので、心配ではあるのですが申し上げます。この審議会等の委員への女性の登用というのは、当然、当初から男女共同参画の中において非常に重要な取組だと思えます。しかし、例えば、審議内容が非常に専門的なもので、少人数で何かの計画を作るとかそういった場合に、現状として、専門的なところにまで、どれくらいの女性が活躍しているか、という問題があると思うんです。また、自分の経験からしても、審議内容によっては、お引き受けするのが大変難しい場合もあるわけです。各審議会担当課の、何としてでも女性を入れなければという気持ちが大きくなっているようにも感じます。場合によっては、専門性において疑問があっても、何らかの関わりがあれば許容範囲を広げて登用する必要もあると思うのですが、本来の審議目的や内容に相応しい方かどうか、という観点もある程度必要だと思えます。女性の登用4割を目指していて、10人のうち3人までは見つかったけれどあと1人といった時に、何としてでも入れるのかどうか、ということです。見つけようが無い場合に安易に認めると、今後それを理由に後退することになっても困りますし。ただやはり、実際の審議会の現場では、増やせといわれたから増やしたけれど全然役に立ってもらえないという、逆の印象を与えることになりかねないとも思いません。非常に難しい点ではありますが。

田中会長 そうですね。

杉田委員 先ほど、達成できない理由を聞くというお話がありましたけれども、実態として県はどのように指導されているのかなと。ただ、それは言い訳にされてしまうといけませんし、現実にパーフェクトに委員をこなせる方がいらっしやなくても、ある程度門戸を広げていかなければならない段階だとは思うのです。ただ、あと1人という微妙な場合に、無理矢理女性を持ってくるというようなことがあったらどうなのか、専門性の部分での印象というのはどうなってくるのかなという気はいたしております。難しいところですが。

田中会長 ご趣旨はよくわかると思えますし、委員の皆様の中にも、ああそうだと共感を持ってお聞きになってくださった方もおられると思うんですけども、例えばこの男女共同参画会議などは逆ですよ。だから、逆もやっぱり分野によっては起きていくのかなという感じもいたします。今、杉田委員さんが指摘してくださったこと、恐らく各

担当課では頭の痛いところだろうと思います。女性の登用が難しい分野と言えば、素人考えで言えば、科学技術でありますとか、防災でありますとか、あるいは経済なども入るでしょうか、そういうところはちょっと人材がいない、得にくい、あるいは愛媛県という地域性があるかもしれませんけれども、将来に向かっては、違った状況が生まれてくると思います。

杉田委員 ちょっと追加でいいですか。

田中会長 はい。

杉田委員 例えば、同じ広げるにしてもですね、大学の先生方でしたら、直接にはその専門ではないにしても、そこからある程度広がったところでの周辺知識などをお持ちの方がいらっしゃるんじゃないかと思うときがあります。ですけども、私も県の審議会がどんなふう構成されているのかわかりませんが、例えば、大学の先生ばかりになってもいけないというような申合せがあったりするのかなとか、女性の人材の発掘が難しいとかいうときに、担当課段階で無理に女性を増やしたり、かけ離れた分野から引っ張ってくることをないように、例えば男女参画課で調整したり、女性を増やしていく方向で相談できるようにするなど考えられたらいいのかなと思いました。

田中会長 はい、ありがとうございました。数字だけというよりも、一つの段階を超えて次の段階、質を問われる段階に推進の具体策も移ってきたのかなというふうな印象を持ちながら聞かせていただきました。ぜひそのことはよろしく願いいたします。

事務局 はい、非常に貴重なご意見いただきましてありがとうございます。会長がおっしゃいましたように、一人の委員さんが幾つもの審議会の委員になっておられるということは我々も課題だと思っております。ただ、とにかくまずは女性にたくさん就任していただくということで、今はまだ過渡的な時代かなと思っております。

それと杉田委員さんがおっしゃいました、無理して女性を登用することになってはどうかというご意見でございますけども、会長のお話にございましたように、どうしても専門性とかいったことから男性委員の多い審議会もございます。県としましては、県の審議会全体として女性委員の占める割合を40%にするという目標に向けて取り組んでおりますが、この男女共同参画会議は、女性の割合が70%を超えております。我々としましてはできれば50%前後が望ましいと考えているんですけども、全体として40%にしていく過程では、女性の参画しやすい審議会はどちらかと言えば高くなっているのも現状でございます。それと、人材の確保につきましては、女性人材リストというのを作っております。審議会の委員に就任していただく人を探す場合とか、講演等の講師を探される場合に、この女性人材リストを参考にさせていただきまして、いろんな方に就任をお願いしていただくということも呼びかけているところですが、なかなか現状は難しいところもあるという感じがいたします。

田中会長 なかなかクリアカットの回答はしにくいというところでございますが、一つ

の段階を越えて次の段階にさしかかっているという認識は事務局のほうもお持ちのようだというふうに感じました。また、よろしく願いいたします。

全体を通しまして今日の議事について何かございますか。

それでは続きまして、事務局からその他のご報告をお願いいたします。

### (3) 報告事項・その他

事務局 それでは事務局のほうから県が作成することとしております広報・啓発資料についてご説明をさせていただきます。

#### 〔資料8 説明〕

田中会長 はい、ありがとうございました。今日皆様からいただきましたご質問やご意見も、次の段階に移ったかなという印象を深めながら聞いていたとでございますけれども、今、事務局のほうから説明がございました、男女共同参画計画の中間改定をもとにした編集方針なども加えて、ざっと説明していただきました。今何かご意見をと言っても難しいことではないかと思しますので、これはいつぐらいまでに事務局にご連絡するようにすればよろしいですか。

事務局 年内には案をまとめたいと考えておりますので、できましたら12月15日ぐらいまでにお知らせいただければと思います。いろんなご意見いただいて、生かせるところは生かしていきたいと考えております。また、ご意見は、メールやファックス、郵送でも結構でございます。

田中会長 メールかファックスでということでございますが、いかがでしょうか。連絡先は後ほどお配りいただきますので、12月の半ばぐらいまでにご意見をいただければ、検討させていただいて、実現できるものはぜひ実現の方向で検討したいということでございます。ありがとうございました。ほかにございますか。

事務局 はい、イベントのご紹介です。先日、資料にも同封させていただいておりました、えひめ男女共同参画フェスティバルというチラシです。松山市山越町の愛媛県女性総合センターにおきまして、今週の土・日ですが、12月2日、3日にえひめ男女共同参画フェスティバルを行います。12月2日の土曜日には1時半からテレビ、ラジオのコメンテーターとして活躍中の東洋大学経済学部教授の白石真澄さんをお迎えして基調講演も行われます。また、女性グループによる自主企画イベント等もございますので、またお知り合いの方へのお声かけをお願いいたします。よろしく願いします。

田中会長 ありがとうございました。えひめ女性財団としてもぜひ皆様にご出席、ご参加をと思っております。私は余りテレビを見ないものですから、余りよくは知らなかったんですけど、この方はホームページを持っておられたり、いろんなところで記事があるものですから調べておりますと、読んでておもしろいんですよ。すごく切れもよくって、ご自身も子供さんがおありで、そのことについては、ご主人も最初は家事は女の

仕事というところから始まってましたが、自分でも育児休暇を取ってみようかというふうになられたようなことまであって、大変お若いですがけれどもおもしろい方ではないかなと思っております。ぜひ皆様お運びくださいませ。

そうしましたら、一応今日の私たちに課された内容は終えたように思いますので、事務局のほうにお返しします。

事務局 会長さん、どうもありがとうございました。

#### 4 閉 会

事務局 それでは、以上をもちまして平成18年度第2回愛媛県男女共同参画会議を閉会いたします。ありがとうございました。